



毎週火曜日 13時35分～13時45分  
※20時35分ごろ再放送

とき	内容
3月19日	歴史博物館開館
26日	消防団員募集



刈谷市は、Pitch FMと  
災害時の放送に関する協  
定を結んでいます。

## 洲原温水プール水泳教室

問 洲原温水プール(☎36-8122)

第1期 4月15日(月)～7月1日(月)<全10回> 週1回の水泳教室です。

教室名	とき	対象	定員	受講料(保険料込)
幼児 (水慣れ～泳法)	月・火・木・金曜日 16時～17時	3歳～ 未就学児	各30人	6,500円
	土曜日 13時～14時			
小学生(泳法)	月・火・木曜日 17時7分～18時7分	小学生	各35人	6,000円
	土曜日 14時7分～15時7分			
洲原ジュニア	金曜日 17時7分～18時7分		20人	
レディース	月曜日 11時～12時	18歳以上の女性	各30人	5,500円
	木曜日 9時50分～10時50分			
成人水泳	火曜日 9時50分～10時50分	18歳以上	各15人	
	月・火曜日 18時40分～19時40分	中学生以上		
水中ウォーキング	月曜日 10時～10時45分	18歳以上	各35人	4,000円
	金曜日 9時50分～10時35分			
アクアビクス	火・木曜日 11時～11時45分		各25人	5,500円
はじめて水泳	金曜日 10時50分～11時50分		20人	

申 3月15日(金)から25日(月)までに、申込用紙(洲原温水プールで配布)を直接、洲原温水プール(☎水曜)へ。  
※申込多数の場合は、市内在住の人を優先に抽選し、結果は3月28日(木)から落選の人のみ連絡します。  
※4月1日(月)から各初回教室前日までに、費用を洲原温水プールへ。 ※オムツ・トレーニングパンツ着用不可  
※受講料にプール利用料は含まれていません。受付でプール利用料の支払いを済ませてから入場してください。

## 子育て

アイシンのづくり教室  
～ベーゴマを作ろう!～

時 4月2日(火) 10時～12時、  
13時～15時(各15分)

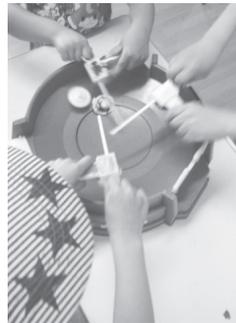
場 夢と学びの科学体験館  
地元ものづくり企業のプロ  
が作ったオリジナルキット  
でベーゴマを作ります。特設  
コーナーでは作ったコマで遊  
べます。

協力 アイシンググループ

定 各100人(先着順)

申 在庫がなくなり次第終了  
当日9時から館内で受付

問 夢と学びの科学体験館  
(☎24・0311)



## 郷土資料館イベント

◆シャボン玉で遊ぼう

時 4月20日(出) 10時～11時  
30分、13時30分～15時

内 大小のシャボン玉を飛ば  
して楽しく遊びます。

※事前申込不要

◆竹馬を作ろう

時 4月27日(出) 10時～11時  
30分、13時30分～15時(雨天

中止)  
自分で作った竹馬に乗り  
ます。竹馬は持ち帰れます。

持 軍手

定 各親子10組(先着順)

申 定員のある講座は前日  
までに、電話(23・1488)  
または直接、郷土資料館(☎  
月曜)へ。

## フレッシュ・ママクラス

回	とき(全4回)	内容
1	4月25日(木) 9時30分～12時	母乳について、口腔衛生 について、座談会
2	5月23日(木) 9時30分～12時30分	妊娠中の食生活につい て、栄養実習
3	6月20日(木) 9時30分～12時	出産について、先輩ママ に聞く体験談、座談会
4	12月19日(木) 10時～12時	赤ちゃんの遊び、プレマ マに伝える体験談

対 総合健康センター

8～10月の初妊婦

定 20人(先着順)

持 母子健康手帳、筆記具、  
飲み物(2回目のみエプロン、  
三角巾、手拭き)

申 3月22日(金)から4月25  
日(木)までに、電話(23・88  
77)で保健センターへ。

## 子ども医療費および 母子家庭等医療費の 受給資格喪失

表に該当する人は、4月1  
日から現在お持ちの受給者証  
が使用できなくなります。

受給者証の種類	該当する人	受給資格喪失理由
子ども医療	平成15年4月2日～ 16年4月1日 生まれの人	満15歳到達 年度終了のため
母子家庭等医療 (子ども)	平成12年4月2日～ 13年4月1日 生まれの人	満18歳到達 年度終了のため
母子家庭等医療 (保護者)	末子が上記に 該当する人	全ての子が 満18歳到達 年度終了のため

他 4月1日以降に医療機関  
を受診する場合は、必ず受給  
資格が喪失した旨を申し出て  
ください。資格喪失以降に使  
用した場合は、自己負担相当  
額を市へ返還していただきま  
す。

なお、お持ちの受給者証は、  
4月1日以降ご自身で裁断し  
破棄してください。  
問 国保年金課(☎62・12  
07)